



保育料の無償化

3歳以上児の保育料は、令和元年10月から国の制度で無償化となっていました。4月1日から3歳未満児の保育料について、ふるさと納税を活用し、余市町独自施策により一律無償化となりました！！

ただし、3歳以上児における副食費^{*}の算定方法等については従前のおり変更ありません。

(※) 副食費とは、「おかずやおやつ代のこと」であり、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を原則負担いただく必要がありますが、町の算定基準に基づいて免除となる場合があります。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122



介護保険料の改定

介護保険制度においては、介護サービス提供に関する計画や介護保険料の見直しを3年ごとに行うこととされており、令和6年度がその見直しの年となっています。

本町における令和6年度から令和8年度までの新たな介護保険料は、下表のとおりです。

なお、余市町介護保険第1号被保険者の皆さんに対する令和6年度分の介護保険料の決定通知については、令和6年7月に送付予定となっていますので、安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《令和6年度から令和8年度の介護保険料》

段階	対象者	割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 ・町民税世帯非課税でその他合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.205	14,100円
第2段階	非町民税世帯 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額 +課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.405	27,900円
第3段階	非町民税世帯 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額 +課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.605	41,700円
第4段階	町民税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.900	62,100円
第5段階	町民税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額 +課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.000	69,000円
第6段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.200	82,800円
第7段階	町民税本人課税 合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	89,700円
第8段階	町民税本人課税 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	103,500円
第9段階	町民税本人課税 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	117,300円
第10段階	町民税本人課税 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	131,100円
第11段階	町民税本人課税 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	144,900円
第12段階	町民税本人課税 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	158,700円
第13段階	町民税本人課税 合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.400	165,600円

※基準額は、「基準月額5,750円×12ヶ月」です。

※第1段階～第5段階の「対象者」欄中、その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

※第1段階～第3段階の「割合」と「年額保険料」は、低所得者保険料軽減後の割合と金額です。

問合せ 保険課 介護保険係 ☎21-2119